

横浜市保健所食品衛生秀級施設認定基準

制定 平成 27 年 8 月 12 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、横浜市内の食品関係施設のうちから、施設の管理、営業者、従事者の食品衛生についての自覚、食品等の取扱い等に優れた施設について、秀級施設として認定を行うための必要な事項について定めるものとする。

(認定基準)

第 2 条 認定の対象とする施設は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなくてはならない。

- (1) 認定を行う年度の 1 月 1 日（以下「基準日」という。）現在、対象施設建築後 1 年以上同一人が営業を継続していること。
- (2) 認定を行う年度の 4 月 1 日から基準日までに実施した厚生労働省通知に基づく食品衛生監視票による採点成績が原則として 90 点以上であること。
- (3) 基準日以前の 3 年（営業年数が満たないものにあつては、営業を開始してからの年数）の間に、食中毒の発生や、食品衛生関係法令に基づく行政処分を受けたことがないこと。
- (4) 横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例を遵守することに加え、次の事項が遵守されていること。
 - ア 食品衛生責任者が、食品衛生責任者指定講習会を年に 1 回以上受講していること。
 - イ 従事者の検便を定期的の実施していること、若しくは食品取扱者の健康状態を点検票等により日常的に把握・記録し、その記録を 1 年間保存していること。

(秀級施設の認定)

第 3 条 各福祉保健センター長は、前条に掲げる基準を満たす施設のうち、適当な施設を秀級施設として認定する。

(認定証)

第 4 条 秀級施設として認定した場合は、別に定める秀級施設認定証を交付する。

(認定の取消し)

第 5 条 認定基準に合致しなくなった場合及び、その他各福祉保健センター長が必要と認めた場合は、秀級施設の認定を取り消すことができる。

附則

(施行期日)

この基準は、平成 27 年度に実施する認定から適用する。

横浜市保健所食品衛生秀級施設認定基準 読替え表（令和4年度適用）

※ 令和4年度については、認定基準の下線部を読み替えて運用してください。

現 行	令和4年度
<p>(認定基準)</p> <p>第2条 認定の対象とする施設は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなくてはならない。</p> <p>(1) 認定を行う年度の1月1日（以下「基準日」という。）現在、対象施設建築後1年以上同一人が営業を継続していること。</p> <p>(2) 認定を行う年度の4月1日から基準日までに実施した厚生労働省通知に基づく食品衛生監視票による採点成績が原則として<u>90点以上</u>であること。</p> <p>(3) 基準日以前の3年（営業年数が満たないものにあつては、営業を開始してからの年数）の間に、食中毒の発生や、食品衛生関係法令に基づく行政処分を受けたことがないこと。</p> <p>(4) <u>横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例</u>を遵守することに加え、次の事項が遵守されていること。</p> <p>ア 食品衛生責任者が、<u>食品衛生責任者指定講習会</u>を年に1回以上受講していること。</p> <p>イ 従事者の検便を定期的実施していること、若しくは食品取扱者の健康状態を点検票等により日常的に把握・記録し、その記録を1年間保存していること。</p>	<p>(認定基準)</p> <p>第2条 認定の対象とする施設は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなくてはならない。</p> <p>(1) 認定を行う年度の1月1日（以下「基準日」という。）現在、対象施設建築後1年以上同一人が営業を継続していること。</p> <p>(2) 認定を行う年度の4月1日から基準日までに実施した厚生労働省通知に基づく食品衛生監視票による採点成績が原則として<u>85点以上</u>であること。</p> <p>(3) 基準日以前の3年（営業年数が満たないものにあつては、営業を開始してからの年数）の間に、食中毒の発生や、食品衛生関係法令に基づく行政処分を受けたことがないこと。</p> <p>(4) <u>食品衛生法施行規則第66条の2</u>を遵守することに加え、次の事項が遵守されていること。</p> <p>ア 食品衛生責任者が、<u>食品衛生責任者実務講習会</u>を年に1回以上受講していること。</p> <p>イ 従事者の検便を定期的実施していること、若しくは食品取扱者の健康状態を点検票等により日常的に把握・記録し、その記録を1年間保存していること。</p>